

# 社会福祉法人佐貫会退職金規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人佐貫会就業規則（以下「就業規則」という。）第54条の規定により、職員の退職金に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用除外)

第2条 次の各号の1に該当する職員には、退職金を支給しない。

- (1) 勤続年数が3年未満の者
- (2) 就業規則第67条及び第69条の規定により懲戒解雇された者で所轄の労働基準監督署長の認定を受けた者
- (3) 社会福祉法人佐貫会給与規程第4条第2項に掲げる者

(退職事由及び退職金の額)

第3条 職員が次の各号の1により退職した場合は、退職金を支給する。

- (1) 定年
- (2) 死亡
- (3) 業務上の事由による疾病及び負傷
- (4) やむを得ない業務上の都合による解雇

2 前項の退職金の額は、退職時の基本給に次の表に掲げる区分の割合を換算し、勤続年数を乗じて算出した額とする。

勤続年数	3年以上 4年未満	4年以上 6年未満	6年以上 8年未満	8年以上 10年未満	10年以上 13年未満	13年以上
割合	100分の35	100分の45	100分の55	100分の65	100分の80	100分の100

3 職員が第1項の規定のほか次の各号により退職した場合は、退職金を支給する。

- (1) 自己都合
- (2) 業務上の事由によらない疾病及び負傷
- (3) 休職期間の満了

4 第3項の退職金の額は、退職時の基本給に次の表に掲げる区分の割合を換算し、勤続年数を乗じて算出した額とする。

勤続年数	3年以上 4年未満	4年以上 6年未満	6年以上 8年未満	8年以上 10年未満	10年以上 13年未満	13年以上
割合	100分の30	100分の40	100分の50	100分の60	100分の75	100分の100

(受給権)

第4条 職員が死亡により退職した場合は、退職金は、死亡当時の本人の収入により生計を維持していた遺族に支給する。

2 前項の遺族の範囲と支給順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条の規定を準用する。

(勤続年数)

第5条 勤続年数は、採用された日から起算し、退職の日までとする。

- 2 勤続年数は、6ヶ月以上の端数を切り上げる。
- 3 勤続年数は、就業規則第43条に規定する休職期間（業務上の傷病または佐貫会の都合によるものは、除く。）、規則第67条に規定する出勤停止の期間及び規則第21条並びに第22条に規定する休業期間を算入しない。ただし、試用期間は、算入する。

（支給時期）

第6条 退職金の支給は、当該退職者の在職していた最後の月の末日とする。ただし、その日が休日、土曜日または日曜日に当たるときは、その前日に支給する。

（退職金の返還）

第7条 職員が退職または解雇された後、その在職期間中に第2条第2号に該当する事実があったことが明らかとなった場合は、既に支給した退職金を返還させ、または退職金を支給しないことできる。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

第1条 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

（確定拠出年金退職金導入に伴う経過措置）

第2条 令和6年4月1日より企業型確定拠出年金を導入することに伴い、本規程は廃止し、別に定める社会福祉法人佐貫会企業型年金規約の加入者となる職員に対して確定拠出年金退職金を掛金として拠出する。ただし、確定拠出年金退職金導入に伴う経過措置として、令和6年3月31日時点で勤続3年以上となり、令和6年4月1日に在籍していた職員については、退職時に令和6年3月31日時点の基本給、勤続年数および退職時点の退職事由に応じて本則にもとづいて算出した金額を別途支給する。

- 2 令和6年3月31日時点で勤続1年以上3年未満であり、令和6年4月1日に在籍していた職員についても、前項の規定を準用する。この場合の勤続年数に応じた割合は以下の通りとする。

（1）本則第3条第1項の事由による退職の場合

勤続年数	1年以上2年未満	2年以上3年未満
割合	100分の15	100分の25

（2）本則第3条第3項の事由による退職の場合

勤続年数	1年以上2年未満	2年以上3年未満
割合	100分の10	100分の20